

平成30年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成30年2月26日

## 平成30年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表	4
議案第2号関係資料(1)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表	5
議案第2号関係資料(2)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第3号関係資料	伊那市積立基金条例新旧対照表	8
議案第4号関係資料	伊那市税条例新旧対照表	11
議案第5号関係資料	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	12
議案第6号関係資料	伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表	13
議案第7号関係資料	伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表	14
議案第8号関係資料	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表	15
議案第9号関係資料	伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表	19
議案第10号関係資料	伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表	20
議案第11号関係資料	伊那市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める条例参考資料	22
議案第12号関係資料	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表	23
議案第13号関係資料	伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表	29
議案第14号関係資料	伊那市介護保険条例新旧対照表	30
議案第17号関係資料	伊那市生活改善センター及び集会施設条例新旧対照表	31
議案第18号関係資料	伊那市転作促進研修施設条例新旧対照表	32

議案第19号関係資料	伊那市林業振興施設条例新旧対照表……………	33
議案第20号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表……………	34
議案第21号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	35
議案第22号関係資料(1)	伊那市都市公園条例新旧対照表……………	36
議案第22号関係資料(2)	高遠花の丘公園位置図……………	37
議案第23号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表……………	38
議案第25号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表……………	40
議案第27号・第28号関係資料	譲与地位置図……………	42
議案第29号関係資料	鍛冶村生活改善センター位置図……………	43
議案第30号関係資料	小出転作促進研修センター位置図……………	44

# 議案第1号関係資料

## 伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、任期満了、辞職、失職又は死亡の日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 <u>100分の50</u></p> <p>(2) 副市長 <u>100分の35</u></p> <p>(3) 教育長 <u>100分の25</u></p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、任期満了、辞職、失職又は死亡の日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 <u>100分の40</u></p> <p>(2) 副市長 <u>100分の28</u></p> <p>(3) 教育長 <u>100分の20</u></p> <p>2 略</p>

## 議案第2号関係資料(1)

### 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命</p>

旧	新
<p>しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略 6～9 略</p>	<p>権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略 6～9 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。</p>	<p>7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。</p>

## 議案第2号関係資料(2)

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎としてこの条例による改正前の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで及び附則第7項から第10項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の87</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、<u>104分の87</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第10項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎としてこの条例による改正前の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第6条まで及び附則第7項から第10項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の83.7</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、<u>104分の83.7</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第10項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 略</p>

# 議案第3号関係資料

## 伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び用途	会計名	名称	目的及び用途	会計名
財政調整基金	市財政の健全な運営を図るため、次に掲げる費用の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるために要する費用 2 災害により生じた費用又は災害により生じた減収を埋めるために要する費用 3 緊急に実施することが必要となった建設事業に要する費用その他必要やむを得ない理由により生じた費用 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために要する費用	伊那市一般会計	財政調整基金	市財政の健全な運営を図るため、次に掲げる費用の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるために要する費用 2 災害により生じた費用又は災害により生じた減収を埋めるために要する費用 3 緊急に実施することが必要となった建設事業に要する費用その他必要やむを得ない理由により生じた費用 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために要する費用	伊那市一般会計
減債基金	市債の償還のため、その財源に充てる。	伊那市一般会計	減債基金	市債の償還のため、その財源に充てる。	伊那市一般会計
<u>ふるさと創生基金</u>	<u>自ら考え自ら実践する地域づくり事業に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>			
			<u>高遠町地域振興基金</u>	<u>旧高遠町の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>
			<u>長谷地域振興基金</u>	<u>旧長谷村の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>
福祉基金	高齢者等福祉の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	福祉基金	高齢者等福祉の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
<u>文化振興基金</u>	<u>市民の文化活動の充実と文化振興に</u>	<u>伊那市一般会計</u>			



旧			新		
	要する費用の財源に充てる。				
美術等振興基金	美術館等の施設整備及び芸術の振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	文化美術等振興基金	市民の文化活動の充実及び文化振興並びに美術館等の施設整備及び芸術の振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
老人保健福祉施設建設基金	老人保健福祉施設の建設に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計			
地域振興開発基金	旧高遠町の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計			
過疎地域振興基金	旧長谷村の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計			
さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
診療所整備等基金	診療所の施設整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市国民健康保険直営診療所特別会計	診療所整備等基金	診療所の施設整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市国民健康保険直営診療所特別会計
高遠さくらホテル整備等基金	高遠ホテルの施設整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計			
国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付に要する費用等に不足を生じた場合の財源に充てる。	伊那市国民健康保険特別会計	国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付に要する費用等に不足を生じた場合の財源に充てる。	伊那市国民健康保険特別会計
介護給付費準備基金	介護保険給付費及び長野県財政安定化基金拠出金の財源に充てる。	伊那市介護保険特別会計	介護給付費準備基金	介護保険給付費及び長野県財政安定化基金拠出金の財源に充てる。	伊那市介護保険特別会計
職員退職手当基金	伊那市職員（伊那市職員定数条例（平成18年伊那市条例第22号）第2条に規定する職員）が退職した場合に支給する退職手当の財源に充てる。	伊那市一般会計	職員退職手当基金	伊那市職員（伊那市職員定数条例（平成18年伊那市条例第22号）第2条に規定する職員）が退職した場合に支給する退職手当の財源に充てる。	伊那市一般会計
まちづくり基金	合併後の市民の連帯強化及び地域振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	まちづくり基金	合併後の市民の連帯強化及び地域振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

旧			新		
ふるさと応援基金	ふるさと伊那市を応援したいという寄附者の意向を反映したまちづくりに要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	ふるさと応援基金	ふるさと伊那市を応援したいという寄附者の意向を反映したまちづくりに要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
土地取得基金	公有地の購入、管理及び売却に要する費用の財源に充てる。	伊那市公有財産管理活用事業特別会計	土地取得基金	公有地の購入、管理及び売却に要する費用の財源に充てる。	伊那市公有財産管理活用事業特別会計
			<u>公共施設等管理基金</u>	<u>公共施設等の長寿命化、更新、統廃合等に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>
			<u>ミドリナ基金</u>	<u>伊那市50年の森林（もり）ビジョンの推進に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>
			<u>ばら基金</u>	<u>ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>

## 議案第4号関係資料

### 伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p>	<p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の6</u>とする。</p>

## 議案第5号関係資料

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

# 議案第6号関係資料

## 伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人憩の家手良荘</td> <td>伊那市手良沢岡863番地 2</td> </tr> <tr> <td>老人憩の家西春近荘</td> <td>伊那市西春近5140番地 3</td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町老人福祉センター</td> <td>伊那市高遠町長藤1770番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		老人憩の家手良荘	伊那市手良沢岡863番地 2	老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3	伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町老人福祉センター</td> <td>伊那市高遠町長藤1770番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地	略	
名称	位置																				
略																					
老人憩の家手良荘	伊那市手良沢岡863番地 2																				
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地 3																				
伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地																				
略																					
名称	位置																				
略																					
伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地																				
略																					
<p>(使用料)</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、美篤世代間交流施設及び長藤健康増進施設の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>																				
<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>別表第1 (第6条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、美篤世代間交流施設</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>																				
<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 老人憩の家緑の家</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p>																				

## 議案第7号関係資料

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第79条第2項第1号</u>、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。</p>
<p><u>(指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。</u></p>	<p><u>(指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（法第8条第23項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。</u></p> <p><u>2 法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。</u></p>

### 【参考】介護保険法（抜粋）

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第79条 略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(9) 略

3 略

## 議案第8号関係資料

### 伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。この条及び第7条において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下次条及び第7条において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。この条及び第7条において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下次条及び第7条において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>
<p>第9条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この条、次条及び第11条において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者（オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。）を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この条において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第9条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この条、次条及び第11条において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。以下この条において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者（オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。）を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この条において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p>

旧	新
<p>第11条の4 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>	<p>第11条の4 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>
<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 略</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第19条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>8 略</p>
<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>



旧	新
<p>6 略</p>	<p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p>7 略</p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第23条 略 2～5 略</p> <p>6 略</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第23条 略 2～5 略</p> <p>6 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲</u> <u>げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す</u> <u>るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ</u> <u>と。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p>7 略</p>
<p>(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の取扱方針)</p> <p>第26条 略 2～7 略</p> <p>8 略</p>	<p>(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第26条 略 2～7 略</p> <p>8 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るた</u> <u>め、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す</u> <u>るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ</u> <u>と。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p>9 略</p>

旧	新
<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。) の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(複合型サービスの基本方針)</p> <p>第27条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (<u>施行規則第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。) の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第15条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

## 議案第9号関係資料

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

## 議案第10号関係資料

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村<u>（特別区を含む。）</u>、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第5条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者<u>（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）</u>又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、</u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者</p>

旧	新
<p>に、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>(22)～(28) 略</p>	<p>の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22)～(28) 略</p>

## 議案第11号関係資料

伊那市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める条例参考資料

### 【参考】介護保険法（抜粋）

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2)～(3) 略

2～5 略

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3～6 略

# 議案第12号関係資料

## 伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>生活環境影響調査結果の縦覧等の手続</u> (第19条～第24条)</p> <p>第5章 <u>廃棄物の処理手数料等</u> (第25条～第27条)</p> <p>第6章 <u>雑則</u> (第28条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>廃棄物の処理手数料等</u> (第19条～第21条)</p> <p>第5章 <u>雑則</u> (第22条)</p> <p>附則</p>																		
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 <u>一般廃棄物を適正に処理するため、次の施設を設置する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市一般廃棄物最終処分場</td> <td>伊那市横山7227番地1415</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三峰川レストパークトイレ</td> <td>伊那市美篤5392番地4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415	名称	位置	略		三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤5392番地4	<p>(施設の設置)</p> <p>第4条</p> <p>生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三峰川レストパークトイレ</td> <td>伊那市美篤5392番地4</td> </tr> <tr> <td><u>塩供公衆トイレ</u></td> <td><u>伊那市高遠町長藤3768番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤5392番地4	<u>塩供公衆トイレ</u>	<u>伊那市高遠町長藤3768番地</u>
名称	位置																		
伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415																		
名称	位置																		
略																			
三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤5392番地4																		
名称	位置																		
略																			
三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤5392番地4																		
<u>塩供公衆トイレ</u>	<u>伊那市高遠町長藤3768番地</u>																		
<p>(市の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、<u>前条第1項に規定する施設</u> (以下「<u>処理施設</u>」という。)の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、<u>施設</u>の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>3 略</p>																		
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第7条の2 <u>処理施設に置く技術管理者に係る法第21条第3項の条例で定める資格</u></p>																			

旧	新
<p>は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) <u>2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	



旧	新
<p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p>	
<p>(一般廃棄物の排出)</p> <p>第12条 市民は、自ら処分できない廃棄物については、処理計画に従って適正に分別し、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装（ペットボトルの本体を除く。<u>以下同じ。</u>）にあつては、指定ごみ袋に収納し、所定の場所に搬入しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(一般廃棄物の排出)</p> <p>第12条 市民は、自ら処分できない廃棄物については、処理計画に従って適正に分別し、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装（ペットボトルの本体を除く。）にあつては、指定ごみ袋に収納し、所定の場所に搬入しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(一般廃棄物の自己処理の基準)</p> <p>第14条 占有者及び事業者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。<u>以下「令」という。</u>）第3条又は第4条の2に定める処理基準に従わなければならない。</p>	<p>(一般廃棄物の自己処理の基準)</p> <p>第14条 占有者及び事業者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める処理基準に従わなければならない。</p>
<p><u>第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続</u></p>	
<p>(<u>一般廃棄物処理施設設置等に伴う手続等</u>)</p> <p>第19条 <u>市長は、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を縦覧に供し、当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に、生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与するものとする。</u></p>	

旧	新
<p><u>(対象となる施設の種類)</u></p> <p>第20条 <u>報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。</u></p>	
<p><u>(縦覧の告示等)</u></p> <p>第21条 <u>市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所及び縦覧に供する期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設の名称</u></p> <p><u>(2) 施設の設置の場所</u></p> <p><u>(3) 施設の種類</u></p> <p><u>(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類</u></p> <p><u>(5) 施設の能力</u></p> <p><u>(6) 実施した生活環境影響調査の項目</u></p> <p><u>2 縦覧の場所は、伊那市役所とする。</u></p> <p><u>3 縦覧の期間は、告示の日から起算して1月間とする。</u></p>	
<p><u>(意見書の提出先等の告示等)</u></p> <p>第22条 <u>市長は、前条第3項の規定による縦覧の期間が満了した場合は、速やかに次に掲げる事項を告示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、法第9条の3第2項の規定により、市長に対し意見書を提出することができる旨</u></p> <p><u>(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 意見書の提出先は、伊那市役所とする。</u></p> <p><u>3 意見書の提出期限は、第1項の告示の日の翌日から起算して14日以内とする。</u></p>	
<p><u>(環境影響調査との関係)</u></p> <p>第23条 <u>施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長</u></p>	

旧	新
<p><u>野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の規定に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。</u></p>	
<p><u>（他の市町村との協議）</u>  <u>第24条 市長は、施設の設置等が他の市町村の生活環境に影響を及ぼすと思われるときは、当該市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該市町村における調査結果の縦覧等について、協議するものとする。</u></p>	
<p><u>第5章 廃棄物の処理手数料等</u></p>	<p><u>第4章 廃棄物の処理手数料等</u></p>
<p>（一般廃棄物の処理手数料）  <u>第25条 略</u></p>	<p>（一般廃棄物の処理手数料）  <u>第19条 略</u></p>
<p>（許可手数料）  <u>第26条 略</u></p>	<p>（許可手数料）  <u>第20条 略</u></p>
<p>（手数料の減免）  <u>第27条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、<u>第25条</u>の一般廃棄物の処理手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>（手数料の減免）  <u>第21条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、<u>第19条</u>の一般廃棄物の処理手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p><u>第6章 雑則</u></p>	<p><u>第5章 雑則</u></p>
<p>（委任）  <u>第28条 略</u></p>	<p>（委任）  <u>第22条 略</u></p>

旧	新
別表第1 <u>(第25条関係)</u> 略	別表第1 <u>(第19条関係)</u> 略
別表第2 <u>(第26条関係)</u> 略	別表第2 <u>(第20条関係)</u> 略

# 議案第13号関係資料

## 伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたもの</p> <p>2 略</p>	<p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</p> <p>2 略</p>

# 議案第14号関係資料

## 伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>26,890円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>35,860円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>41,830円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>53,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>59,760円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>71,710円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>80,680円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>89,640円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>101,590円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>113,540円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,900円</u>とする。</p> <p>7 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>29,590円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>39,460円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>46,030円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>59,180円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>65,760円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>78,910円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>88,780円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>98,640円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>111,790円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>124,940円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,300円</u>とする。</p> <p>7 略</p>

# 議案第17号関係資料

## 伊那市生活改善センター及び集会施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活改善センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>鍛冶村生活改善センター</u></td> <td><u>伊那市高遠町東高遠1455番地の1</u></td> </tr> <tr> <td>五番組生活改善センター</td> <td>伊那市高遠町東高遠283番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	位置	略		<u>鍛冶村生活改善センター</u>	<u>伊那市高遠町東高遠1455番地の1</u>	五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠283番地2	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活改善センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五番組生活改善センター</td> <td>伊那市高遠町東高遠283番地2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	名称	位置	略		五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠283番地2	略	
名称	位置																		
略																			
<u>鍛冶村生活改善センター</u>	<u>伊那市高遠町東高遠1455番地の1</u>																		
五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠283番地2																		
略																			
名称	位置																		
略																			
五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠283番地2																		
略																			

# 議案第18号関係資料

## 伊那市転作促進研修施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新	
<p>(名称及び位置) 第2条 研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>			<p>(名称及び位置) 第2条 研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>施設の利用目的</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
小出転作促進研修センター	伊那市西春近1335番地イ	水田利用再編対策	上牧転作促進研修センター	伊那市上牧6350番地1
上牧転作促進研修センター	伊那市上牧6350番地1	の推進を図るため		



# 議案第19号関係資料

## 伊那市林業振興施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 林業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長谷山村広場施設</td> <td>伊那市長谷非持3516番地1</td> </tr> <tr> <td>炭焼体験学習施設</td> <td>伊那市高遠町藤沢4815番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1	炭焼体験学習施設	伊那市高遠町藤沢4815番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 林業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長谷山村広場施設</td> <td>伊那市長谷非持3516番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1
名称	位置														
略															
長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1														
炭焼体験学習施設	伊那市高遠町藤沢4815番地1														
名称	位置														
略															
長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1														
<p>(使用料)</p> <p>第11条 協業活動拠点施設及び炭焼体験学習施設の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 協業活動拠点施設の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>														
<p>別表 (第11条、第13条関係)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 炭焼体験学習施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	1人1回	200円	<p>別表 (第11条、第13条関係)</p> <p>(1)～(2) 略</p>										
区分	使用料														
1人1回	200円														

# 議案第20号関係資料

## 伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）～（2） 略 （3）鹿嶺高原キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）～（2） 略 （3）鹿嶺高原キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（6人用）	<u>8,000円</u>	キャビン	宿泊使用	1棟（6人用）	<u>12,000円</u>
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>5,000円</u>	オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>10,000円</u>
	日帰り使用	1サイト	<u>3,000円</u>		日帰り使用	1サイト	<u>6,000円</u>
テントサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	<u>1,000円</u>	テントサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	<u>1,500円</u>
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	<u>500円</u>			小学生及び幼児（3歳以上）1人	<u>750円</u>
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	<u>500円</u>		日帰り使用	一般（中学生以上）1人	<u>750円</u>
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	<u>250円</u>			小学生及び幼児（3歳以上）1人	<u>500円</u>
ロッジ	宿泊使用	1人	1,500円	ロッジ	宿泊使用	1人	1,500円
貸しテント（6人用）	1泊		5,000円	貸しテント（6人用）	1泊		5,000円
貸しシュラフ	1泊		1,000円	貸しシュラフ	1泊		1,000円
コイン式シャワー	1回（4分間）		<u>100円</u>	コイン式シャワー	1回（4分間）		<u>300円</u>
備考 略				備考 略			

# 議案第21号関係資料

## 伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表				
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数
高尾町団地	伊那市山寺2531番地	木造	30.57	昭和29年度 <u>2戸</u>	高尾町団地	伊那市山寺2531番地	木造	30.57	昭和29年度 <u>1戸</u>
	伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度 <u>3戸</u>		伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度 <u>2戸</u>
	略					略			
略					略				
大萱団地	略				大萱団地	略			
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 <u>24戸</u>		伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 <u>16戸</u>
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 <u>28戸</u>		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 <u>24戸</u>
略					略				
若宮団地	略				若宮団地	略			
	伊那市若宮7380番地252	簡平	33.76	昭和47年度 <u>18戸</u>		伊那市若宮7380番地252	簡平	33.76	昭和47年度 <u>12戸</u>
略					略				
西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度 <u>4戸</u>	西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度 <u>4戸</u>
	伊那市西春近4928番地18	簡平	31.32	昭和39年度 <u>8戸</u>					
略					略				
備考 略					備考 略				

# 議案第22号関係資料(1)

## 伊那市都市公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
	<u>(公園施設に関する制限)</u> <u>第1条の8 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の60とする。</u>														
第28条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。	第28条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。														
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那北公園</td> <td>伊那市山寺1937番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那北公園	伊那市山寺1937番地6	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那北公園</td> <td>伊那市山寺1937番地6</td> </tr> <tr> <td><u>高遠花の丘公園</u></td> <td><u>伊那市高遠町東高遠973番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那北公園	伊那市山寺1937番地6	<u>高遠花の丘公園</u>	<u>伊那市高遠町東高遠973番地1</u>
名称	位置														
略															
伊那北公園	伊那市山寺1937番地6														
名称	位置														
略															
伊那北公園	伊那市山寺1937番地6														
<u>高遠花の丘公園</u>	<u>伊那市高遠町東高遠973番地1</u>														

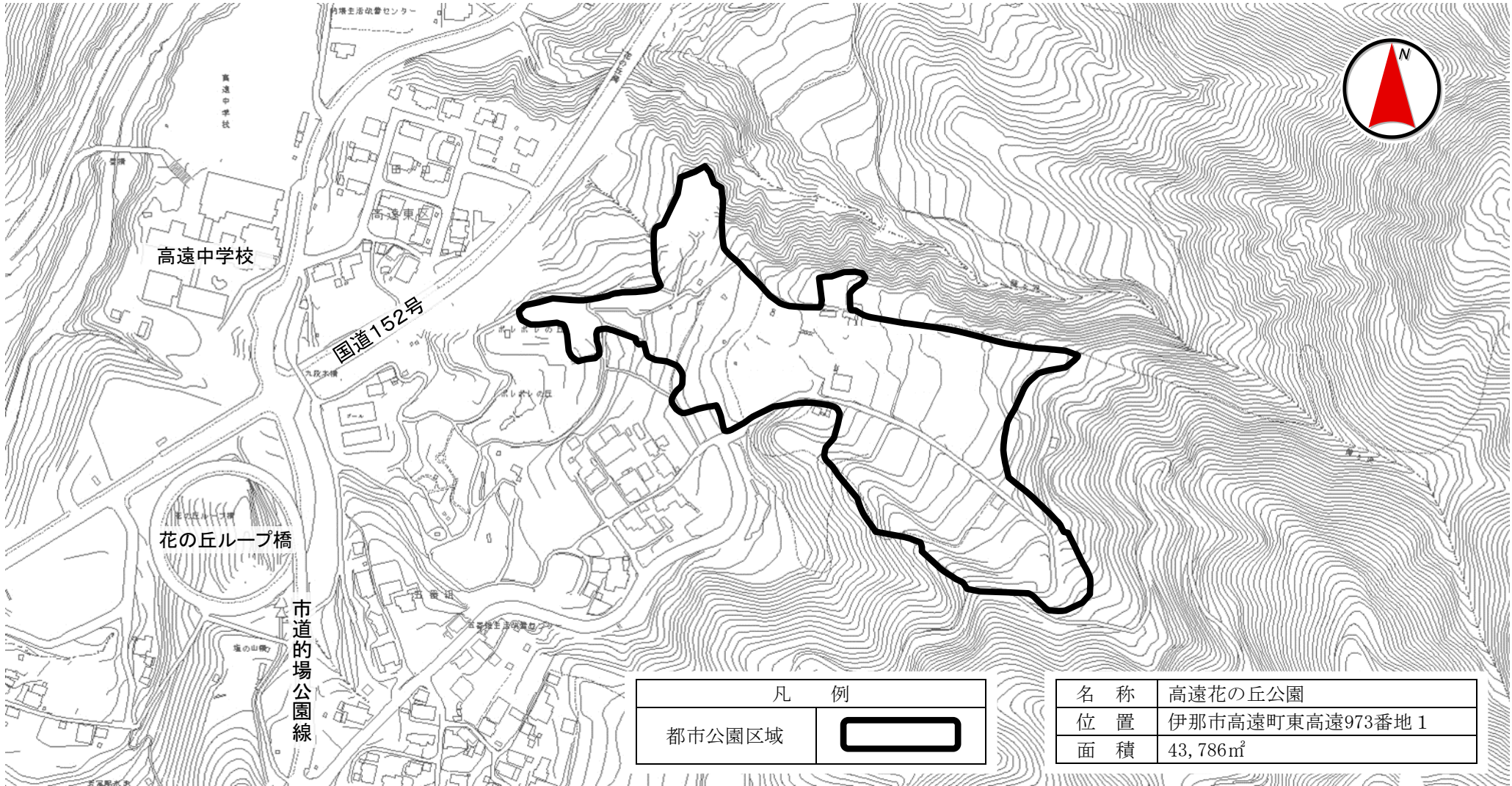
### 【参考】都市公園法施行令(抜粋)

(公園施設に関する制限等)

第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50)を超えてはならない。

2～6 略

# 高遠花の丘公園位置図



## 議案第23号関係資料

### 伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾</p>

旧	新
<p>病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が<u>ない場合には、そのうち1人については333円</u>）を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>又は第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については<u>1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>

# 議案第25号関係資料

## 伊那市体育施設条例新旧対照表

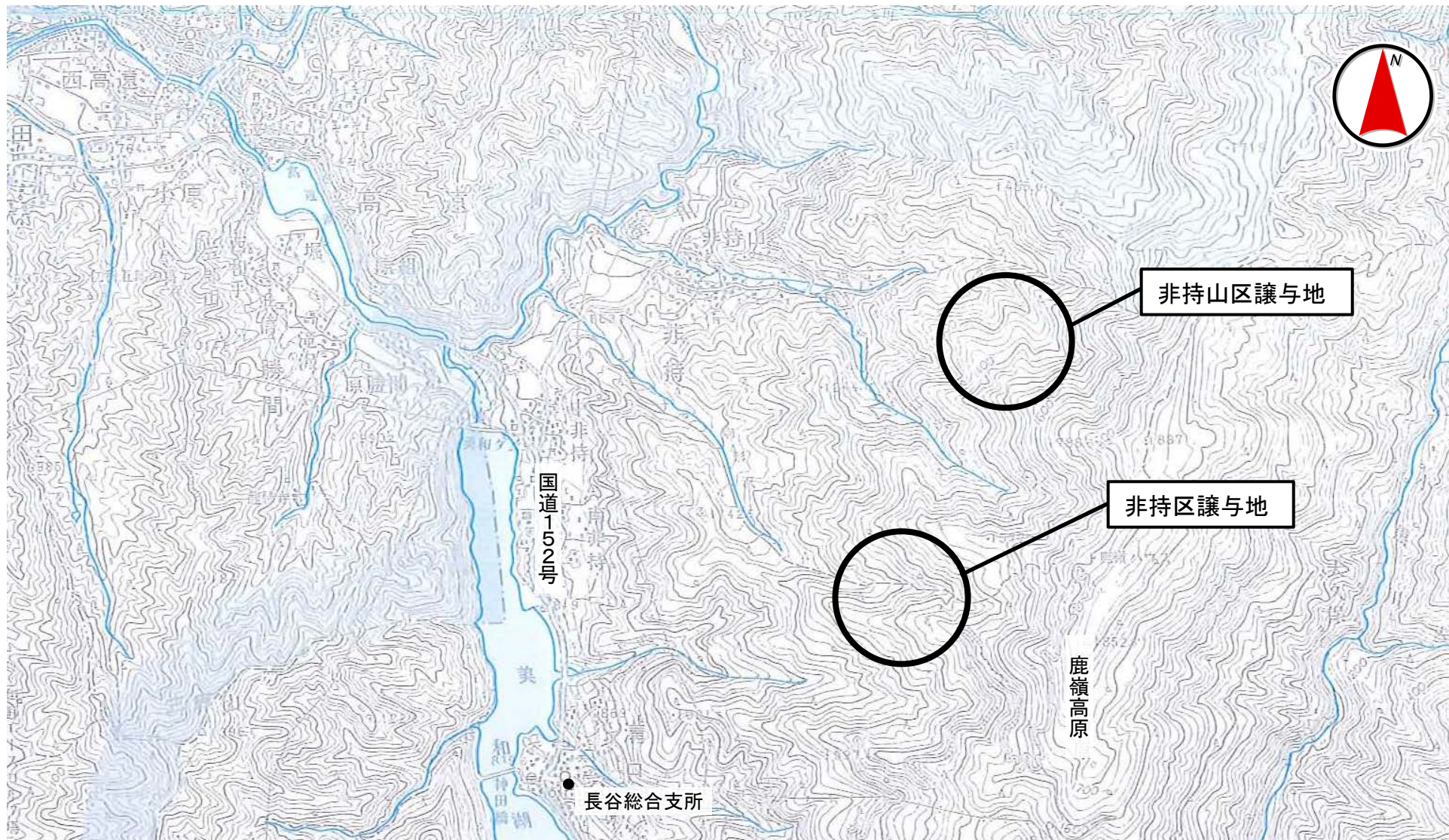
(傍線の部分は改正部分)

旧	新																											
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) マレットゴルフ場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>片倉マレットゴルフ場</td> <td>伊那市高遠町藤沢7051番地3</td> </tr> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> <td>伊那市高遠町勝間701番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(10) 略</p>	名称	位置	略		片倉マレットゴルフ場	伊那市高遠町藤沢7051番地3	勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間701番地1	略		<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) マレットゴルフ場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> <td>伊那市高遠町勝間701番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(10) 略</p>	名称	位置	略		勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間701番地1	略										
名称	位置																											
略																												
片倉マレットゴルフ場	伊那市高遠町藤沢7051番地3																											
勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間701番地1																											
略																												
名称	位置																											
略																												
勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間701番地1																											
略																												
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">開場期間</th> <th style="width: 33%;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>片倉マレットゴルフ場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			片倉マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで	勝間マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで	略			<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">開場期間</th> <th style="width: 33%;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	略			勝間マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで	略		
名称	開場期間	開場時間																										
略																												
片倉マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで																										
勝間マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで																										
略																												
名称	開場期間	開場時間																										
略																												
勝間マレットゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後6時まで																										
略																												
<p>別表第2 (第8条関係) 1～14 略 15 地区マレットゴルフ場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片倉マレットゴルフ場</td> <td rowspan="2">指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額</td> </tr> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	片倉マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額	勝間マレットゴルフ場	略		<p>別表第2 (第8条関係) 1～14 略 15 地区マレットゴルフ場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝間マレットゴルフ場</td> <td rowspan="2">指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	勝間マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額	略															
区分	利用料金																											
片倉マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額																											
勝間マレットゴルフ場																												
略																												
区分	利用料金																											
勝間マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額																											
略																												



旧				新			
16～19 略				16～19 略			
20 伊那里体育館				20 伊那里体育館			
区分			利用料金	区分			利用料金
専用使用	午前 8 時30分から午後 7 時まで	1 時間につき	<u>1,400円</u>	専用使用	午前 8 時30分から午後 7 時まで	1 時間につき	<u>400円</u>
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	1 時間につき	<u>2,300円</u>		午後 7 時から午後 9 時30分まで	1 時間につき	<u>600円</u>
備考 略				備考 略			
21～29 略				21～29 略			

譲与地位置図





鍛冶村生活改善センター位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市高遠町東高遠1455番地の1
構造規模	木造 平屋建て 49.68㎡
竣工年月日	昭和57年3月31日

小出転作促進研修センター位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市西春近1335番地イ
構造規模	鉄骨モルタル造り 2階建て 311.04㎡
竣工年月日	昭和55年3月28日